

第30回ARF閣僚会合  
議長声明（概要）

令和5年7月14日

●地域主義及び多国間主義の遵守へのARF参加国の強固なコミットメントを改めて表明。国連憲章、ASEAN憲章、東南アジア平和・自由・中立地帯構想（ZOPFAN）、東南アジア友好協力条約（TAC）、国連海洋法条約（UNCLOS）、東南アジア非核兵器地帯（SEANWFZ）、核兵器不拡散条約（NPT）、2011年の互惠関係に向けた原則に関するEAS宣言及びインド太平洋に関するASEANアウトルック（AOIP）に謳われているような国際法の基本原則、共通の価値及び規範の重要性を強調。（パラ4）

【ARFプロセスの概観】

●地域の平和、安全、安定及び繁栄を維持し促進する上での原動力としてのASEAN一体性及び中心性を再確認するとともに、国際法の普遍的に認められた原則に従って、脅しや武力行使に訴えることのない紛争の平和的解決へのコミットメントを再確認。地域の平和及び安全への脅威に対処及び減少させるため、共通の関心及び懸念を有する安全保障の課題に関して、ARF参加国間で建設的な対話及び協力を維持する必要性を強調。（パラ8）

【地域及び国際情勢に係る議論の主要論点】

●新型コロナウイルスの感染拡大を背景に、テロ、暴力的過激主義及び国境を越える組織的犯罪がもたらす複雑な課題に対処することへの地域の継続的なコミットメントを賞賛。テロ・国境を越えた犯罪対策に関するARF作業計画2021-2023の実施を支援する全てのARF参加国の取組に勇気づけられた。（パラ10）

●経済成長にとって、ICTのセキュリティ及び活用の増大する重要性を認識。急速に変化するICT環境により生じる課題への対処の重要性を認識。（パラ12）

●海洋分野に関連する様々な課題について意見交換を行い、ARF参加国間の海洋協力における前向きな進展を歓迎。船舶に対する海賊行為及び武装強盗、違法・無報告・無規制（IUU）漁業、特に海洋プラスチックごみ及びマイクロプラスチック等の大量かつ急速に増大する海洋ごみ及び海洋汚染により生じ

た海洋エコシステム及び生物多様性の悪化に対する懸念を共有。(パラ 14)

●災害管理に関する協力を強化する必要性に留意。地域における人道支援及び災害救助の取組に関する能力強化の重要性を強調。(パラ 15)

●グローバルな核不拡散、軍備管理及び軍縮のメカニズムにおけるコミットメント及び協力の減少に対して、複数の参加国が提起した懸念に留意し、特に核兵器保有国(NWS)に対して、核兵器不拡散条約(NPT)におけるものを含め、これらのメカニズムの下でのコミットメントを維持し完全に履行することを求めた。核不拡散及び軍縮に関する国際的及び地域的な協調的取組を強化する重要性を改めて表明。大量破壊兵器の廃絶及び拡散防止、ならびに化学、生物及び核技術の平和的な使用といった最終的な目標を前進させる重要性を改めて表明。(パラ 16)

●軍縮及び核不拡散の目標は、現行の国際法に従って、国連の枠組みの中で追求されるべきであることを強調。核兵器のない世界を作るというより大きな目標を達成するための基礎として、核軍縮に資する環境醸成の促進における可能な要素を徹底的に議論するためのいかなる包摂的な多国間のイニシアティブも歓迎。NPTの全ての柱、すなわち、核軍縮、核不拡散及び核エネルギーの平和的利用が、バランスがとれ、透明で包括的なやり方で実施されるべきであるとの立場を一層再確認。(パラ 17)

●NWSに対して、NPT第6条にしたがって核軍縮を進める義務を果たすとともに、どのような状況下でも核兵器が二度と決して使用されることがないことを保証するための唯一の方法である核兵器の完全な廃絶を行う必要性を認識することを求めた。ASEAN憲章及び東南アジア非核兵器地帯(SEANWFZ)条約で謳われているように、その他全ての大量破壊兵器のないSEANWFZとしての東南アジア地域を維持することへのコミットメントを改めて表明するとともに、条約の完全かつ効果的な実施の重要性を強調。(パラ 18)

●南シナ海の状況について議論し、全ての人々の安全を危機にさらす行動や海洋環境へのダメージを含め、信頼と信用を損ない、緊張を高め、また、地域における平和、安全及び安定を損ない得る、地域における埋め立て、活動及び深刻な事案について複数の閣僚から懸念が表明された。相互の信頼と信用を高める必要性、紛争を複雑化又は悪化させ平和と安定に影響し得る活動に当たって自制する必要性、状況を更に複雑化させ得る行動を回避する必要性、及び南シ

ナ海における全ての当事者の権利と利益を守る必要性を再確認。UNCLOSを含む国際法の普遍的に認められた原則に従って、紛争の平和的解決を追求する必要性を一層再確認。2002年の南シナ海における行動宣言（DOC）で言及された事項を含め、南シナ海における状況を更に複雑化させ、緊張を高め得るクレイマント国やその他全ての国による全ての活動の実施における非軍事化及び自制の重要性を強調。（パラ19）

●南シナ海の航行及び上空飛行の平和、安全保障、安定、安全及び自由を維持し促進する重要性を強調するとともに、南シナ海を平和、安定及び繁栄の海とすることの利益を認識。DOCを全体として完全かつ効果的に履行することの重要性を強調。信頼醸成措置及び実践的な海洋協力イニシアティブの探求を含め、DOCの履行を促進するために行われている取組を歓迎。南シナ海における行動規範（COC）交渉テキストシングルドラフトの二読目の完了を含め、COCに関して行われている交渉におけるこれまでの進展を歓迎するとともに、これに関して継続的で前向きな機運を慫慂。UNCLOSを含む国際法に従った、実効的かつ実質的なCOCの早期妥結を一層期待。COCが、UNCLOSの下での他国の権利に関するものを含め、UNCLOSに整合的であるべきことを強調。緊張を緩和し、事故、誤解及び誤算のリスクを軽減させ得る実践的な措置をとる必要性を強調。特に当事者間の信頼及び信用を強化するための信頼醸成措置と予防措置の実施の重要性を強調。普遍的な性格を有し、海洋及び海における全ての活動がその範囲内で実施されなければならない法的枠組みを定めるUNCLOSを含む国際法を遵守する重要性を再確認。（パラ20）

●地域における海洋分野の安定を維持し一層強化する必要性を議論し、海洋協力を強化し、この目的を達成するための新しいイニシアティブを探求する重要性を強調。（パラ21）

●可能な限り効果的にラカイン州の全てのコミュニティの安全と安心を確保し、安全で安心で尊厳のある形で避難民の自発的帰還を促進することに対するミャンマーのコミットメントへの継続的な支援の重要性を強調するとともに、これを改めて表明。2023年末までに7000人の帰還者を促進するための帰還に関するパイロットプロジェクトのためのミャンマーとバングラデシュ間の協力に留意するとともに、このプロジェクトの実施に向けたミャンマーの取組を歓迎。（パラ22）

●予備的ニーズ評価（PNA）の勧告のフォローアップとしてのプロジェクトの実施を通じたASEANによる継続的な帰還プロセスの促進を期待。状況が許せば包括的ニーズ評価（CNA）を期待し、ASEAN事務総長に対して、帰還プロセスの効果的な促進のため、ASEANにとって可能な分野を引き続き特定することを懇請。（パラ23）

●ミャンマー情勢について議論し、5つのコンセンサスがミャンマーにおける政治的危機に対処するための我々の主要な基準であり続けるとの我々の一致した立場を再確認。空爆、砲撃及び公共施設の破壊を含む継続的な暴力行為を強く非難し、関与する全ての関係者に対して、無差別な暴力を即時停止するよう具体的な行動を取り、いかなるエスカレーションも非難し、人道支援の供与及び包摂的な国民対話に資する環境を醸成するよう求めた。（パラ24）

●信頼と信用を築き、それに資する環境を醸成し、包括的な政治的解決のための包摂的な対話に向けた隔たり及び相違を埋めるためのミャンマーにおける全ての関係者との関与の強化における議長の取組に感謝。第42回ASEAN首脳会議におけるASEAN首脳決定に沿って、5つのコンセンサスの全体としての実施を強く求めるためのそのような関与を維持することを支持。5つのコンセンサスの具体的な実施に向けてASEANと取り組むために、国連及びミャンマーの隣国を含む域外パートナーからの継続的な支援を求めた。（パラ25）

●2023年7月12日の北朝鮮による弾道ミサイル発射に懸念を表明。非核化された朝鮮半島の恒久的な平和及び安定を実現するため、全ての当事者による継続した平和的な対話の重要性を強調。北朝鮮による大陸間弾道ミサイル（ICBM）実験及び弾道ミサイル発射の最近の急増及びその結果生じている朝鮮半島における緊張は、地域の平和と安定を脅かす懸念すべき事態である。全ての当事者に対して、平和的な対話を再開し、非核化された朝鮮半島の恒久的な平和及び安定の実現に向けて引き続き取り組むことを求めた。全ての関連する国連安保理決議の完全な履行へのコミットメントを改めて表明し、朝鮮半島の完全な、検証可能な、かつ不可逆的な非核化を平和的な方法で実現するための国際的な取組に留意。会合において、緊張の根本的な要因について複数の見解が表明された。全ての当事者間の平和的な対話に資する環境の醸成を含め、外交努力が優先事項であり続けるべきである。当事者による平和的な対話に資する雰囲気促進の上で、ARFといったASEAN主導のプラットフォームの活用を通じたものを含め、建設的な役割を果たす用意があることを改

めて表明。複数の閣僚が、拉致及び抑留者問題の即時解決を含む国際社会の人道上の懸念に対処することの重要性を強調（パラ 26）

●ウクライナにおける戦争に関し、全ての国家に関して、主権、政治的独立及び領土一体性の尊重を引き続き再確認。ウクライナにおける戦争について議論し、最近の情勢及び根本的な要因に対処する必要性についての見解が表明された。国連憲章及び国際法の遵守を求めることを改めて表明。敵対行為の即時停止と平和的解決を可能にする環境醸成の重要性を強調。ウクライナにおいて必要としている人々の人道支援への安全かつ妨げられることのないアクセスを促進し、民間人、人道支援従事者及び脆弱な状況にある人々を保護することを求めた。エネルギー及び食料不安の問題を含め、ASEAN地域への経済的・財政的影響を軽減するための取組を倍増させることへのARF参加国のコミットメントを強調。東南アジアにおける平和及び安定の維持のために協力し、地域及び世界にとって成長の中心としての地域を維持し強化するというARF参加国の共通の関心を強調。

●中東地域における情勢に対する懸念を表明し、中東地域における平和と安定を実現するためのイスラエルとパレスチナの紛争に対する包括的、公正かつ持続可能な解決の必要性を改めて表明。双方に対し、交渉に弾みをつけるための前向きな措置を積極的に講じるとともに、永続的な平和を実現するための交渉再開に向けて共に取り組むことを求めた。1967年以前の境界に基づき、平和かつ安全に共存するパレスチナとイスラエルの二国家の実現による、東エルサレムを首都とする独立したパレスチナ国家に向けたパレスチナ人の正当な権利を全面的に支持。（パラ 28）

●平和、安全、安定及び繁栄にとって、また、ASEANの域外パートナーの平和、安全、安定及び繁栄にとっての地域の戦略的重要性を認識。ASEAN及びASEAN主導のメカニズムは、建設的な対話及び具体的協力を促進し、従ってASEAN憲章及びAOIPに従って進化する地域枠組みの発展に貢献する包摂的かつ開放的な手段であり続ける。（パラ 29）

#### 【次期会期年（2023-2024）の作業計画】

●第31回ARF及びARF高級実務者会合（SOM）の議長をラオスとすることを歓迎。（パラ 36）

●ARF50周年記念に関するARF声明を採択。（パラ 41）

(了)